

利用及び提供の制限の適用を除外する事項（条例第 8 条第 1 項第 9 号）

類型	利用及び提供する理由又は必要性
（暴力団等該当性について県警察本部への照会） 既許可者が暴力団等かどうかを確認するために、県警察本部に対し、必要な範囲内において提供する場合	公有財産の貸付、使用許可及び占有許可事務において、占有等の許可から暴力団等を排除するためには、住所及び氏名（団体の場合は代表者氏名）を県警察本部に情報を提供し、暴力団等かどうかの確認をすることは公益上の必要その他の相当な理由がある。

オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項（条例第 9 条第 2 項第 3 号）

システム の名称	提供する個人 情報の区分	提供先	オンライン結合により提供 する理由又は必要性
建築士・ 建築士事務 所登録閲覧 システム	建築士及び建 築士事務所 に関する情報 ()	国（国土交通 省）、都道府 県、（財）日 本建築行政 情報センター、 指定登録機 関、その他 一般公開	建築士・建築士事務所登録閲覧事務において、管理建築士の専任性の確認、建築士の欠格要件の確認など、大量の情報を正確に処理し、登録要件の審査及び建築士・建築士事務所への指導・監督を迅速かつ適切に進めるため、また消費者が業務を依頼する建築士の情報を直接確認できるようにするには、全国で一元的なオンラインの利用が不可欠である。
県庁ホーム ページ	提供される情 報に含まれる 個人	一般公開	インターネットを活用して県民等に行 政情報を提供し、開かれた県政の推進を 図る必要がある。 インターネットによる提供及び提供さ れる内容について、原則として、本人の 同意があること。ただし、提供される個 人情報が刊行物等により公にされ、又は 公にされることが予定されているとき は、この限りでない。
イントラ ポータル システム	県職員の所 属、氏名、職 員番号	（社）佐賀県 職員互助会、 地方職員共 済組合佐賀 県支部、公立 学校共済組 合佐賀県支 部	全庁的にグループウェアシステムを導入して事業を展開することにより行政事務の効率化及び高度化を図っている。 実施機関、提供先の双方において、パスワードの設定等保護措置が講じられている。

- ・ 建築士に関する情報
登録番号、氏名、氏名字形表示用データ、旧姓、通称名、建築士区分、登録都道府県名、管理建築士講習修了日、建築士講習修了日、建築士受講区分、処分年月日、処分内容、業務停止
- ・ 建築士事務所に関する情報
登録申請者氏名、氏名字形表示用データ、管理建築士氏名、管理建築士級別